

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 0 2

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>  
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 【リマインド】【重要】電子申請・届出システムの利用開始について①  
(システム稼働開始の時期)
- 【リマインド】【重要】電子申請・届出システムの利用開始について②  
(システム利用のための「GビズID」の取得)
- 【リマインド】【重要】電子申請・届出システムの利用開始について③  
(デモ環境の設置)
- ホームページ掲載様式の更新について
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 外国人介護人材及び受入施設等職員を対象にした研修について
- 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内 (2024年11月)【別紙3】
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況 (令和6年9月末現在)

## 【リマインド】【重要】電子申請・届出システムの利用開始について① (システム稼働開始の時期)

介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、令和6年4月1日から、指定申請等の手続きは厚生労働省が提供する「電子申請届出システム」を利用することが原則化されたところです。

長野市では、**令和6年11月1日(金)から**、「電子申請・届出システム」による指定申請、変更届等の手続きの受付を開始します。つきましては、令和6年11月1日以降の手続きについては、「電子申請・届出システム」をご利用ください。

「電子申請・届出システム」では、提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます。添付書類についても、電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます。また、同一の事業所番号で受付・入力した届出情報をコピーしたり、申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認することも可能です。

ログイン、操作方法等に関する詳細は、下記長野市ホームページに掲載のマニュアル又は説明動画をご参照ください。

○指定申請、変更届出等に係る電子申請届出システムの運用（長野市ホームページ）

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005871.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 【リマインド】【重要】電子申請・届出システムの利用開始について② (システム利用のための「GビズID」の取得)

「電子申請・届出システム」のログインには「GビズID」が必要です。

「GビズID」とは、デジタル庁が提供する共通認証システムです。「GビズID」の取得には審査が必要であり、審査期間は原則2週間程度です。システムの利用開始前に予め取得していただきますようお願いいたします。

詳細は、下記デジタル庁ホームページをご参照ください。

○「GビズID」デジタル庁ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 【リマインド】【重要】電子申請・届出システムの利用開始について③ (デモ環境の設置)

「電子申請・届出システム」の運用開始にあたり、共通IDを使い申請・届出の試行ができるデモ環境を設置しております。機能の把握や運用開始後の業務の検討等にご活用ください。

○電子申請届出システム デモ環境 URL  
<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

○ログインID (3つ用意されています。)  
その1 : [demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp)  
その2 : [demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp)  
その3 : [demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp)

○パスワード (全ID共通)  
password

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094 (直通)

## ホームページ掲載様式の更新について

厚生労働大臣が定める様式の改正にともない、長野市ホームページ内の事業所新規指定、指定更新、変更届等の様式一式を更新しました。届出の際は、新様式をご利用ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094 (直通)

## 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

### 1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。

概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 ※生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書及び明細書を添えて「 <u>援護金請求書</u> 」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 ※高齢福祉年金受給者は1/2 ※日常生活費等実費負担分等を除く。 ※生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ※申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。	

## 2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

概要及び申請方法は次のとおりです。

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。

<b>提出書類</b>	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②の様式を掲載しています。
-------------	----------------------------------------------------------------

### 3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

概要及び申請方法は次のとおりです。

<b>対象者の要件</b>	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
<b>特別な事情</b>	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
<b>減免率</b>	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
<b>申請方法</b>	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。
<b>提出書類</b>	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）



## 外国人介護人材及び受入施設等職員を対象にした研修について

長野県から、外国人介護人材及び受入施設等職員を対象にした研修について以下の通り周知依頼がありました。

=====

長野県では、外国人介護人材が介護現場において円滑に就労・定着できるようにするため、外国人介護人材を対象とした研修 及び 受入施設等職員を対象にした研修を実施しています。

(県HP：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokuzinn.html>)

研修は無料で参加できますので積極的にご参加ください。

=====

研修の詳細につきましては、【別紙1】、【別紙2】または上記 URL をご覧ください。

なお、申込及びお問い合わせは実施団体までご連絡願います。

問い合わせ先：一般社団法人海外介護士育成協議会

TEL：0267-26-5050



## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。

厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

### 【介護保険最新情報 vol. 1318】

「老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

### 【介護保険最新情報 vol. 1319】

「介護サービス事業者経営情報の報告における 会計ソフトウェアベンダ等向けQ&A」の発出について（事務連絡）

### 【介護保険最新情報 vol. 1320】

「ケアプランデータ連携標準仕様」について

### 【介護保険最新情報 vol. 1321】

有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

### 【介護保険最新情報 vol. 1322】

「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正について（通知）

【要介護・要支援認定者状況】（令和6年9月末日現在 地区別認定者数：21,108人）

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	48	68	97	36	40	42	24	355
第2地区	90	96	202	100	85	108	64	745
第3地区	68	77	161	61	60	71	50	548
第4地区	28	28	44	18	21	36	15	190
第5地区	39	26	60	40	19	35	13	232
芹田地区	202	149	299	141	111	159	82	1,143
古牧地区	120	128	285	124	140	123	99	1,019
三輪地区	175	181	294	124	92	145	80	1,091
吉田地区	144	155	265	97	98	102	80	941
古里地区	115	85	181	83	75	98	46	683
柳原地区	61	36	90	47	40	48	20	342
浅川地区	59	61	126	56	55	47	48	452
大豆島地区	64	63	140	65	51	94	47	524
朝陽地区	85	106	213	111	76	102	66	759
若槻地区	176	166	314	157	109	191	102	1,215
長沼地区	19	13	37	13	16	18	17	133
安茂里地区	205	210	329	141	125	173	85	1,268
小田切地区	15	10	26	10	12	18	6	97
芋井地区	21	8	46	19	25	21	12	152
篠ノ井地区	338	283	547	250	242	385	188	2,233
松代地区	193	171	299	134	121	199	100	1,217
若穂地区	128	98	151	66	67	92	58	660
川中島地区	190	171	328	143	140	201	104	1,277
更北地区	279	197	420	194	143	228	146	1,607
七二会地区	17	21	47	20	31	29	12	177
信更地区	37	25	44	19	21	22	13	181
豊野地区	84	66	165	69	57	89	48	578
戸隠地区	31	10	57	29	42	58	35	262
鬼無里地区	30	9	43	25	25	18	11	161
大岡地区	41	9	27	7	13	14	4	115
信州新町地区	100	28	87	36	56	60	33	400
中条地区	47	6	64	16	32	21	8	194
市外	20	9	36	19	18	31	24	157
合計 (現存者)	3,269	2,769	5,524	2,470	2,258	3,078	1,740	21,108

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当  
電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694  
Eメール： [kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市